

広島県水道広域連合企業団の入札契約制度について

＜建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係＞

令和8年4月

広島県水道広域連合企業団

目次

第1章 入札参加資格審査申請について	1
1 入札参加資格者名簿の取扱いについて	1
2 入札参加資格審査申請について	1
(1) 建設工事	1
(2) 測量・建設コンサルタント等業務	2
第2章 格付・発注基準	3
1 格付	3
2 入札参加資格者名簿における評価方法	3
(1) 建設工事	3
(2) 測量・建設コンサルタント等業務	4
3 発注基準（格付別の標準発注金額）	5
第3章 建設工事	12
1 建設工事に係る入札制度の概要	12
2 入札方式	13
(1) 一般競争入札	13
(2) 指名競争入札	14
(3) 随意契約	14
3 総合評価落札方式	15
(1) 対象工事及び適用基準	15
(2) 評価方法等	15
4 ダンピング対策	16
(1) 低入札価格調査制度	16
(2) 最低制限価格制度	17
5 特定建設工事共同企業体（特定JV）制度	18
6 予定価格	19
(1) 予定価格の公表	19
7 入札ボンド制度	19
(1) 対象工事	19
(2) 入札ボンドの種類	19
(3) 保証を求める割合	20
8 工事費内訳書	20
(1) 目的	20
(2) 対象工事	20
(3) 工事費内訳書の提出方法等	20
9 前金払・中間前金払	20
(1) 前金払	20
(2) 中間前金払	21
10 DB方式（概算数量工事発注方式）	21
(1) 試行対象工事	21

11 優良建設業者等の表彰	22
(1) 表彰対象工事	22
(2) 表彰区分及び被表彰候補者の選考基準	22
(3) 被表彰候補者の選考等	22
12 談合情報対応	22
(1) 談合情報への対応	22
(2) 「公正入札調査委員会」における審議	22
(3) 信ぴょう性の判断基準	23
第4章 測量・建設コンサルタント等業務	24
1 測量・建設コンサルタント業務に係る入札制度の概要	24
2 入札方式	25
(1) 一般競争入札	25
(2) その他の入札方式	25
3 総合評価方式	26
(1) 対象業務及び適用基準	26
(2) 評価方法等	26
4 ダンピング対策	27
(1) 低入札価格調査制度	27
(2) 最低制限価格制度	28
5 設計共同体制度	30
6 予定価格	30
7 業務費内訳書	30
(1) 目的	30
(2) 対象業務	30
(3) 業務費内訳書の提出方法等	30
8 前金払	31
9 優良建設コンサルタント等の表彰	31
(1) 表彰対象業務	31
(2) 表彰区分及び被表彰候補者の選考基準	31
(3) 被表彰候補者の選考等	32
第5章 その他共通事項	33
1 指名除外	33
(1) 指名除外の措置期間	33
(2) その他の事項	33
2 暴力団排除のための契約制限	33
(1) 措置の要件	33
(2) 契約制限の期間	33
(3) 契約制限の内容	33
3 外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表制度	34
(1) 不当な働きかけ等の範囲	34
(2) 外部からの働きかけなどに対する対応	34

(3) 指名除外措置	34
4 苦情処理手続	34
(1) 指名競争入札及び随意契約	34
(2) 指名除外措置、下請制限措置及び契約制限措置	35
5 再苦情処理	35
(1) 入札及び契約の過程に係る再苦情（再説明）の対象	35

第1章 入札参加資格審査申請について

1 入札参加資格者名簿の取扱いについて

広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）においては、本部及び広島水道事務所が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）については、現在、広島県の令和7・8年度建設工事等入札参加資格者名簿及び令和7・8年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿を適用し、その他の14事務所においては、各市町で作成した入札参加資格者名簿を適用しています。

令和8年度からは、水道企業団独自の入札参加資格者名簿を適用することとしており、水道企業団の建設工事等の入札に参加するためには、水道企業団の名簿への登録が必要となります。

水道企業団の名簿への登録申請については、令和7年11月から受付を開始する予定としておりますが、登録にあたっては、広島県建設工事等入札参加資格又は広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けていることを登録要件としますので、水道企業団発注の建設工事等の入札に参加を希望される方で、広島県の入札参加資格者名簿に登録がない場合は、事前に広島県への登録手続きをお願いします。

入札参加資格者名簿の取扱いについて

発注機関 \ 年度	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県入札参加資格者名簿を利用	水道企業団の入札参加資格者名簿により運用
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各構成団体の入札参加資格者名簿を利用	

2 入札参加資格審査申請について

(1) 建設工事

①登録を求める業種

32業種

土木一式工事、プレストレストコンクリート工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、法面処理工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

②対象事業者

水道企業団発注の建設工事の入札に参加しようとするもの

③申請方法

水道企業団ホームページに掲載する申請フォームより、入札参加資格審査の申請を行ってください。

④受付期間

令和7年11月4日（火）～令和7年11月28日（金）（予定）

（2）測量・建設コンサルタント等業務

①登録を求める業務分野

6 業務分野

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般、航空測量、地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、電気等	10
地質調査業務	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	上水道及び工業用水道、電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件等	8
その他業務	不動産鑑定、登記手続、その他	3

②対象事業者

水道企業団発注の測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加しようとするもの

③申請方法

水道企業団ホームページに掲載する申請フォームより、入札参加資格審査の申請を行ってください。

④受付期間

令和7年11月4日（火）～令和7年11月28日（金）（予定）

第2章 格付・発注基準

1 格付

水道企業団では、建設工事の業種及び測量・建設コンサルタント等業務の業務分野ごとに、必要に応じて、登録業者の格付を行います。ただし、これまでの入札状況と相違が大きいなど、統一した格付の適用が適当でない場合は、令和10年度末までの経過措置として、構成団体での格付を参考に別途定めます。

2 入札参加資格者名簿における評価方法

(1) 建設工事

水道企業団では、次の評価方法により、業種ごとに登録業者の格付を行います。

建設工事の業種	評価方法
土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事（6業種）	○ 当面の間、広島県の建設工事等入札参加資格者名簿における総合数値のうち、経営規模や経営状況等を評価した経営事項審査の総合評点（客観数値）に基づき、登録業者の格付を行います。 登録業者の総合数値＝客観数値＋主観数値 ・客観数値：経営事項審査の総合評点 ・主観数値：主観的事項の審査による数値（<u>当面の間なし</u>） ○ 主観数値の算出については、主観的事項として想定している水道企業団が発注した建設工事の完成工事成績などの蓄積に一定の期間を要するため、令和11年度から評価する予定としています。なお、主観的事項の項目は、事前に公表します。
プレストレストコンクリート工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、法面処理工事、石工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事（26業種）	広島県の建設工事等入札参加資格者名簿における総合数値及び格付を適用します。 （の業種については、格付なし）

参考：主観的事項（現在想定している主な項目）の適用スケジュール

主観的事項	評価対象期間					
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
水道企業団が発注した 建設工事の完成工事成績	← R8.4.1～R10.10.31（約2年間） →			R11 ・ R12 名簿で評価	← R8.4.1～ R12.10.31（約4年間） →	
優良建設業者表彰回数	← R9年度～ R10年度（2年間） →				← R9年度～ R12年度（4年間） →	
指名除外等の契約制限	← R8.4.1～R10.11.30（約2年間） →				← R10.12.1～ R12.11.30（2年間） →	
地域貢献	申請時における 取組状況を確認				申請時における 取組状況を確認	
						R13 ・ R14 名簿で評価

[凡例] 実線矢印：R11・R12名簿で評価する期間
点線矢印：R13・R14名簿で評価する期間

（２）測量・建設コンサルタント等業務

水道企業団では、次の評価方法により、業務分野ごとに登録業者の格付を行います。

業務分野	評価方法
土木関係建設コンサルタント業務 （１業務分野）	○ 当面の間、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における総合数値のうち、広島県が独自に登録業者の客観的事項を審査した評点（客観数値）によって、登録業者の格付を行います。 登録業者の総合数値＝客観数値＋主観数値 - 客観数値：客観的事項について、広島県が業務分野別実績高等により審査した評点 - 主観数値：主観的事項の審査による数値（<u>当面の間なし</u>） ○ 主観数値の算出については、主観的事項として想定している水道企業団が発注した業務の業務成績などの蓄積に一定の期間を要するため、令和11年度から評価する予定としています。なお、主観的事項の項目は、事前に公表します。

業務分野	評価方法
測量業務 建築関係建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償関係建設コンサルタント業務 その他業務 (5 業務分野)	広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における総合数値及び格付を適用します。

参考：主観的事項（現在想定している主な項目）の適用スケジュール

主観的事項	評価対象期間					
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
水道企業団が発注した 業務の業務成績	← R8.4.1～R10.10.31 (約2年間) →			R11 ・ R12 名簿で評価	← R8.4.1～ R12.10.31 (約4年間) →	
優良建設コンサルタント 表彰回数		← R9年度～ R10年度 (2年間) →			← R9年度～ R12年度 (4年間) →	
指名除外等の契約制限	← R8.4.1～R10.11.30 (約2年間) →				← R10.12.1～ R12.11.30 (2年間) →	
地域貢献		申請時における 取組状況を確認			申請時における 取組状況を確認	

〔凡例〕 実線矢印：R11・R12名簿で評価する期間
点線矢印：R13・R14名簿で評価する期間

3 発注基準（格付別の標準発注金額）

水道企業団では、格付別標準発注金額を次のとおり定めることとし、これにより、各工事または業務の請負対象設計金額に応じて参加できる格付を設定します。

- 水道企業団で統一的に設定する標準の金額帯（以下、「標準枠」という。）は、各事務所の過去の工事实績を確認し設定
- また、地域の発注状況を踏まえて一定の参加条件（施工実績、指名実績など）により設定できる金額帯（以下、「特例枠」という。）を設定
- ただし、これまでの入札状況と相違が大きいなど、統一した格付別標準発注金額の適用が適当でない場合は、令和10年度末までの経過措置として、構成団体の基準を参考に別途、設定
- 令和8年度の統一運用後も引き続き、工事の受注実績等による検証を行い、標準枠及び特例枠を設定

(1) 建設工事

ア 格付別の標準発注金額

(ア) 水道企業団独自で設定する6業種

水道企業団が独自に格付を行う6業種について、格付別標準発注金額は次のとおりとします。

① 土木一式工事

百万円	A	A	B	C	D
	県外	県内			
500	■	■			
230	■	■			
150		■	■		
120		■	■		
90		■	■	■	
60			■	■	
23			■	■	
15			■	■	■
10				■	■
	A	A	B	C	D
	県外	県内			

② 機械器具設置工事

百万円	A	B	B	C
	県内	県外		
300	■			
50	■	■	■	
40	■	■	■	
30	■	■	■	■
20	■	■	■	■
13	■	■	■	■
9	■	■	■	■
4	■	■	■	■
	A	B	B	C
	県内	県外		

③ 電気通信工事

百万円	A	B	B	C
	県内	県外		
300	■			
50	■	■	■	
30	■	■	■	
18	■	■	■	■
13	■	■	■	■
9	■	■	■	■
4	■	■	■	■
	A	B	B	C
	県内	県外		

④ 管工事

百万円	A	B	C	D
500	■			
100	■			
80	■	■		
60	■	■		
40	■	■		
23	■	■	■	
17	■	■	■	■
15	■	■	■	■
10	■	■	■	■
7	■	■	■	■
3	■	■	■	■
	A	B	C	D

⑤ 電気工事

百万円	A	B	C	D
500	■			
80	■			
60	■	■		
50	■	■		
40	■	■		
30	■	■		
23	■	■	■	
17	■	■	■	
9	■	■	■	
8	■	■	■	■
6	■	■	■	■
3	■	■	■	■
	A	B	C	D

⑥ 水道施設工事

百万円	A	A	B	B	C	D
	県外	県内	県内	県外		
600	■	■				
200	■	■	■	■		
150	■	■	■	■		
100	■	■	■	■	■	
50	■	■	■	■	■	■
40	■	■	■	■	■	■
35	■	■	■	■	■	■
25	■	■	■	■	■	■
23	■	■	■	■	■	■
20	■	■	■	■	■	■
15	■	■	■	■	■	■
12	■	■	■	■	■	■
9	■	■	■	■	■	■
5	■	■	■	■	■	■
4	■	■	■	■	■	■
	A	A	B	B	C	D
	県外	県内	県内	県外		

■：標準の金額帯（標準枠）
 ■：地域の発注状況を踏まえ、設定した金額帯（特例枠）

(イ) その他の業種

広島県が定める次の基準を準用します。

① 建築一式工事

百万円	A	A	B	C	D
	県外	県内			
230	■	■			
170		■			
60			■	■	
17				■	■
	A	A	B	C	D
	県外	県内			

② 鋼構造物工事

百万円	A	A	B	B	C	D
	県外	県内	県内	県外		
600	■	■				
300	■	■	■			
80	■	■	■	■	■	
60	■	■	■	■	■	
30	■	■	■	■	■	
17	■	■	■	■	■	■
14		■	■	■	■	■
8		■	■	■	■	■
	A	A	B	B	C	D
	県外	県内	県内	県外		

③ 舗装工事

百万円	A	A	B	C	D
	県外	県内			
40	■	■			
15		■	■	■	
10			■	■	■
6			■	■	■
	A	A	B	C	D
	県外	県内			

④ 法面処理工事

百万円	A	B	B	C	D
	県内	県外			
120	■				
40	■	■			
17	■	■	■	■	
12	■	■	■	■	
9		■	■	■	■
6		■	■	■	■
	A	B	B	C	D
	県内	県外			

⑤ 造園工事

百万円	A	A	B	B	C	D
	県外	県内	県内	県外		
120	■	■				
50	■	■	■			
30	■	■	■	■		
8	■	■	■	■	■	
6	■	■	■	■	■	■
5	■	■	■	■	■	■
	A	A	B	B	C	D
	県外	県内	県内	県外		

⑥ とび・土工・コン工事

百万円	A	B	B	C	D
	県内	県外			
120	■				
60	■	■			
17	■	■	■	■	
14	■	■	■	■	
9		■	■	■	■
5		■	■	■	■
	A	B	B	C	D
	県内	県外			

⑦ 解体工事

百万円	A	B	B	C	D
	県内	県外			
120	■				
60	■	■			
17	■	■	■	■	
14	■	■	■	■	
9		■	■	■	■
5		■	■	■	■
	A	B	B	C	D
	県内	県外			

⑧ 塗装工事

百万円	A	A	B	B	C	D
	県外	県内	県内	県外		
600	■	■				
23	■	■	■	■		
15	■	■	■	■		
12	■	■	■	■	■	
8	■	■	■	■	■	■
7	■	■	■	■	■	■
6	■	■	■	■	■	■
5	■	■	■	■	■	■
3	■	■	■	■	■	■
	A	A	B	B	C	D
	県外	県内	県内	県外		

⑨ しゅんせつ工事

百万円	A	B	B	C
	県内	県外		
300	■	■		
50	■	■	■	
30	■	■	■	
15	■	■	■	■
9	■	■	■	■
5	■	■	■	■
	A	B	B	C
	県内	県外		

■：標準の金額帯（標準枠）
 ■：地域の発注状況を踏まえ、設定した金額帯（特例枠）

イ 格付別の標準発注金額（経過措置）

次の事務所については、令和10年度末までの経過措置として、次の格付別の標準発注金額を適用します。

（ア）三原事務所

①水道施設工事・電気工事・機械器具設置工事

百万円	A相当	B相当	C相当	D相当	E相当
150	■				
80	■	■			
50	■	■	■		
30	■	■	■	■	
10	■	■	■	■	■
	A相当	B相当	C相当	D相当	E相当

②土木一式工事など左記以外の業種

百万円	A相当	B相当	C相当	D相当	E相当
100	■				
50	■	■			
30	■	■	■		
10	■	■	■	■	
5		■	■	■	■
	A相当	B相当	C相当	D相当	E相当

（イ）東広島事務所

①管工事

百万円	A	B	C	D
600	■			
90	■	■		
80	■	■	■	
50	■	■	■	■
23	■	■	■	■
17	■	■	■	■
12			■	■
9			■	■
5			■	■
	A	B	C	D

②電気工事

百万円	A	B	C	D
600	■			
90	■	■		
50	■	■	■	
35	■	■	■	■
17	■	■	■	■
12	■	■	■	■
9	■	■	■	■
5	■	■	■	■
	A	B	C	D

③水道施設工事

百万円	A	B	C	D
600	■			
230	■	■		
170	■	■	■	
50	■	■	■	
40	■	■	■	
17	■	■	■	■
12			■	■
9			■	■
5			■	■
	A	B	C	D

■：標準の金額帯（標準枠）
 ■：地域の発注状況を踏まえ、
 設定した金額帯（特例枠）

(ウ) 廿日市事務所

① 土木一式工事

百万円	A相当	B相当	C相当	D相当	E相当
750	■				
500	■	■			
250	■	■	■		
100	■	■	■		
50	■	■	■	■	
30	■	■	■	■	
15	■	■	■	■	■
10	■	■	■	■	■
5	■	■	■	■	■
	A相当	B相当	C相当	D相当	E相当

② 建築一式工事

百万円	A相当	B相当	C相当	D相当	E相当
750	■				
500	■	■			
250	■	■	■		
200	■	■	■		
100	■	■	■		
80	■	■	■	■	
50	■	■	■	■	
45	■	■	■	■	■
15	■	■	■	■	■
10	■	■	■	■	■
5	■	■	■	■	■
	A相当	B相当	C相当	D相当	E相当

③ 電気工事

百万円	A相当	B相当	C相当	D相当
250	■	■		
200	■	■		
120	■	■	■	
50	■	■	■	■
10	■	■	■	■
	A相当	B相当	C相当	D相当

④ 管工事

百万円	A相当	B相当	C相当	D相当
250	■			
200	■	■		
120	■	■	■	
50	■	■	■	■
10	■	■	■	■
	A相当	B相当	C相当	D相当

⑤ 舗装工事

百万円	A相当	B相当	C相当
60	■		
50	■	■	
30	■	■	■
10	■	■	■
5	■	■	■
	A相当	B相当	C相当

⑥ 水道施設工事

百万円	A相当	B相当	C相当	D相当
750	■	■		
500	■	■		
250	■	■	■	
100	■	■	■	
50	■	■	■	■
30	■	■	■	■
10	■	■	■	■
5	■	■	■	■
	A相当	B相当	C相当	D相当

■：標準の金額帯（標準枠）
 ■：地域の発注状況を踏まえ、
 設定した金額帯（特例枠）

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

ア 水道企業団独自で設定する業務分野

水道企業団が独自に格付を行う土木関係建設コンサルタント業務について、原則として格付別の標準発注金額は次のとおりとします。

なお、高度又は特殊な業務など、これによらない場合もあります。

① 土木関係建設コンサルタント業務

百万円	A	B	C
16			
15			
11			
8			
6			
5			
3			
	A	B	C

イ その他の業種

原則として、広島県が定める次の基準を準用します。

① 地質調査業務

百万円	A	B	C
16			
13			
8			
5			
3			
	A	B	C

② 測量業務

百万円	A	B	C
16			
11			
7			
6			
3			
2			
	A	B	C

③ 建築関係建設コンサルタント業務

百万円	A	B	C
16			
13			
11			
6			
3			
2			
	A	B	C

④ 建築関係建設コンサルタント業務（建築設備関係部門）

百万円	A	B	C
16			
13			
11			
6			
3			
2			
	A	B	C

⑤ 補償関係コンサルタント業務

百万円	A	B	C
16			
11			
8			
6			
4.5			
3			
2.5			
	A	B	C

⑥ 補償関係コンサルタント業務（物件部門）

百万円	A	B	C
16			
11			
8			
6			
4.5			
3			
2.5			
	A	B	C

第3章 建設工事

1 建設工事に係る入札制度の概要

水道企業団の建設工事に係る入札制度の概要は次のとおりです。

建設工事に係る主な制度と適用範囲

適用範囲 区分	請負対象設計金額 (税込み)				
	4百万円	1千万円	5千万円	2億円	5億円
入札方式等	一般競争入札				
	指名競争入札				
	随意契約				
	(価格競争)			総合評価落札方式	
			総合評価落札方式		
ダンピング 対策	最低制限価格制度			低入札価格調査制度	
特定建設工事 共同企業体 (JV)					
予定価格の 公表	事前公表			事後公表	
入札ボンド					

2 入札方式

水道企業団では、一般競争入札を原則とします。

ただし、請負対象設計金額が1千万円未満の建設工事については、指名競争入札とすることができ
るものとします。

入札は、電子入札システムにより実施することとします。

(1) 一般競争入札

ア 入札案件

入札案件の情報は、電子入札システムに登録しますので、電子入札システムで確認してくださ
い。なお、新規の案件が追加された場合でも、通知等はいきませんので、定期的に確認してくだ
さい。

イ 審査方式

一般競争入札は、原則、事後審査型を適用しますが、必要に応じて、事前審査型を適用するこ
ととします。

審査方式	概要
事後審査型一般競争入札	入札後に落札候補者について、必要な資格を審査する方式
事前審査型一般競争入札	入札前に入札参加者すべてについて、必要な資格を審査する方式

ウ 入札参加資格

入札参加資格は、発注する案件ごとに定めることとし、入札参加資格を満たさない者の入札は
無効とします。入札参加資格は案件ごとに異なりますので、各案件の入札公告を十分に確認して
ください。

＜入札参加資格の要件＞

- ① 建設工事入札参加資格者名簿における業種や格付等級
- ② 年間平均完成工事高
- ③ 特定建設業許可の要否
- ④ 営業所の所在地
- ⑤ 同種工事の元請施工実績
- ⑥ 配置技術者に係る要件
- ⑦ その他

エ 入札方法

入札者は、電子入札システムの入力画面上で入札書を作成し、添付書類（工事費内訳書、技術
資料（総合評価のための提出書類）等）と一緒に電子入札システムにより提出してください。

なお、入札期間や必要書類等の詳細は、各案件の入札公告を確認してください。

オ 落札者の決定方法

入札公告に記載した方法により落札候補者を決定します。案件によっては追加資料が必要となる場合がありますので、落札候補者には、電子入札システムにより追加資料の提出を依頼します。

落札候補者から提出された追加資料の審査を行い、入札参加資格を満たすことが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知します。

(2) 指名競争入札

請負対象設計金額が1千万円未満の建設工事で、次に該当する場合においては、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して入札ができるものとします。

- ・ その性質又は目的が一般競争入札に適さないとき
- ・ 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- ・ 一般競争に付することが不利と認められるとき

ア 指名選定方法

水道企業団の入札参加資格者名簿に登載されており、発注する工事の種類及び設計金額に応じた格付を有する業者の中から、工事場所や実績等を考慮したうえで指名業者を選定します。

イ 指名の通知

指名業者へは、電子入札システムに登録された電子メールアドレス宛に通知（指名通知書）が送付されます。

ウ 入札方法

指名業者は、指名通知書に記載された期日までに、電子入札システムの入力画面で入札書を作成し、提出してください。辞退する場合も同様に電子入札システムにより手続きしてください。

エ 落札者の決定方法

予定価格の範囲内において、最低価格で入札した者を落札者とします。

(3) 随意契約

次の要件に該当する場合は、特定の建設業者を選定して契約を締結することができるものとします。

- ① 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ② 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ③ 競争入札に付した結果、入札者がいないとき。
- ④ 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- ⑤ 一定金額以下の少額契約を締結するとき。
⇒工事・製造請負 400万円以下
- ⑥ 落札者が契約を締結しないとき。
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき

3 総合評価落札方式

(1) 対象工事及び適用基準

価格と品質で総合的に優れた者を落札者とするため、請負対象設計金額2億円以上（当面の間）の建設工事を対象とし、工事の内容に応じて、次のいずれかの形式により入札を実施します。ただし、請負対象設計金額2億円未満の建設工事においても、工事内容等により適用する必要があると判断した場合は、対象とします。

適用の有無は、発注する案件ごとに定めますので、各案件の入札公告を十分に確認してください。

総合評価落札方式 の形式	請負対象設計金額	工事内容
技術評価1型	2億円以上 (当面の間)	特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含み、技術的な工夫の余地が大きい工事において、工事目的物の品質確保の方法等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
技術評価2型		特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含むものの、技術的な工夫の余地が小さい工事において、一般交通等への安全対策、周辺環境への影響緩和対策等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価1型		技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価2型		技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同一業種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事

(2) 評価方法等

標準点（基礎点）と加算点を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次の式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって評価します。なお、標準点（基礎点）は100点とします。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点（※）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格（税抜き、単位：千円） × 1,000

※総合評価の型式により、価格以外の評価点の合計を60点～70点換算します

加算点の計算方法については、次の表のとおりです。

工事区分	加算点の計算方法
土木工事	(評価項目) ・ 総合評価落札方式の型式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定する。

工事区分	加算点の計算方法
	(配点) ・ 評価項目毎にその必要度、重要度に応じて定める。 (加算点の最高点数) ・ 評価項目毎の得点の合計から換算する加算点の最高点数は、10～80 点の範囲内とする。
営繕工事 建築一式工事 電気設備工事 管工事 等	(評価項目) 及び (配点) ・ 土木工事と同様。 (加算点の最高点数) ・ 各評価項目の得点の合計から換算する加算点の最高点は 20～70 点の範囲内とする。

4 ダンピング対策

(1) 低入札価格調査制度

ア 対象工事

総合評価落札方式の建設工事または、請負対象設計金額2億円以上（当面の間）の建設工事を対象とします。

イ 実施内容

低入札価格調査制度の対象案件において、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者決定を保留し、適正な履行確保について調査を行います。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合には、落札者になることはできません。

(ア) 調査基準価格の設定

① 電子入札案件

次の算出式等により算定します。（ただし、予定価格の85%～92%の範囲内）

- 応札者が5者以上の場合 入札金額の平均値－標準偏差×1/2 (0.5σ)
- 応札者が5者未満の場合 入札金額の平均値の概ね95%

② 電子入札案件以外

予定価格の概ね90%

《予定価格の概ね90%とは》

予定価格算定の基礎となった額に100分の90を乗じ、100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数を切り捨てた額

(イ) 適正な履行確保の基準

低価格入札者が、次の基準のすべてを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはならない。

① 数値的判断基準

入札書に記載した価格が工事費総額で失格とする基準価格（総額失格基準価格）以上であること。（請負対象設計金額が5億円未満の場合）

《総額失格基準価格の設定》

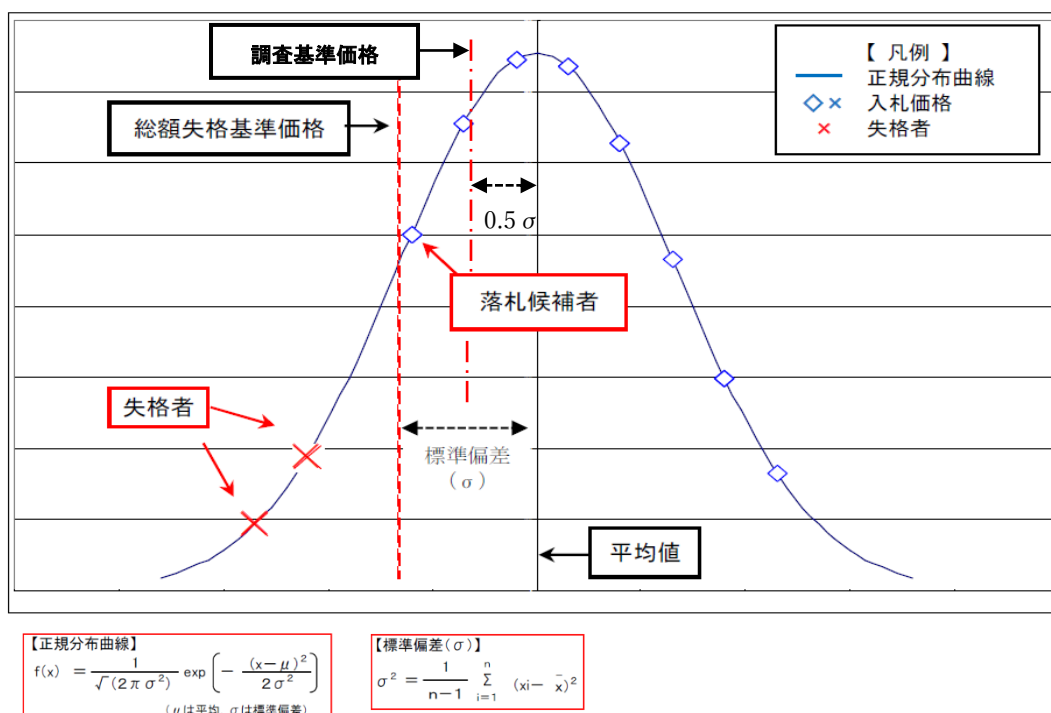
- ・ 有効な入札価格である入札参加者が5者以上の場合は、入札参加者の入札価格が正規分布となると仮定し、有効な入札価格の平均値から標準偏差を減じた額とする。
- ・ 有効な入札価格である入札参加者が5者未満の場合は、有効な入札価格の平均の額の90%に相当する額とする。

② 基本的判断基準

- ・ 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- ・ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- ・ 工事の手抜き、下請け（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- ・ 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に水道企業団が引渡しを受けた水道企業団発注工事において、工事成績評点が65点未満の工事が無いこと。
- ・ 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に、品質管理、安全管理、不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払状況等に関し、指名除外（措置日を基準日とする。）を受けていないこと。

ただし、低価格入札により受注した水道企業団発注工事に関してなされたものに限る。

- ・ 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条各項各号に規定する措置及び追加措置の履行が予定されていることが確認できること。



【参考図】入札価格による総額失格基準価格設定の概念図（総合評価落札方式を適用しない場合）

(2) 最低制限価格制度

ア 対象工事

請負対象設計金額2億円未満（当面の間）の建設工事（随意契約及び総合評価落札方式の建設

工事を除く。)を対象とします。

イ 実施内容

最低制限価格制度の対象案件において、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、その者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(ア) 最低制限価格の設定

① 算出式

最低制限価格は、次の式により得た額とします。(その額に1円未満の端数があるときは、切り捨てる。)

$$\text{最低制限価格} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

② 最低制限価格基準額

①の最低制限価格基準額は、予定価格算出の基礎となった設計書の次に掲げる額(円未満の端数は切り捨てる。)の合計額(千円未満の端数は切り捨てる。)とします。

- ・直接工事費×0.97
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.90
- ・一般管理費×0.68

ただし、上記により算定した額が、予定価格の110分の100に0.92を乗じて得た額(上限額)を超える場合は当該上限額とし、予定価格の110分の100に0.75を乗じて得た額(下限額)に満たない場合は当該下限額とします。(上限額及び下限額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

③ 無作為係数

①の無作為係数は、電子計算機の乱数機能により無作為に算出される1から1.00500(少数第6位以下を切り捨てる。)とします。

5 特定建設工事共同企業体(特定JV)制度

次の対象工事において、工事の種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合は、特定建設工事共同企業体(以下、「特定共同企業体」という。)による入札を行います。

なお、特定共同企業体は、原則として、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式(甲型共同企業体)としますが、技術的特性から工事を分担して行うことが適正である場合は、分担施工方式(乙型共同企業体)を適用できることとします。

また、複数の工事種別を融合した技術提案を求める工事として施工することにより、効果的な施工が可能となる場合は、異業種間の特定共同企業体についても適用できることとします。

(対象工事)

- ・ 1 件の請負対象設計金額が 5 億円以上の土木構造物、建築物又は設備
- ・ 工事の性格等に照らして、共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要がある工事
- ・ 特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要がある工事

【特定共同企業体（甲型）の構成員】

請負対象設計金額	構成員数	組合せ
5 億円以上 2 0 億円未満	2 者	A A 又は A B
2 0 億円以上 3 0 億円未満	3 者	A A A 又は A A B
3 0 億円以上 5 0 億円未満		A A A

※ 請負対象設計金額 5 0 億円以上の工事については、4 者以上の組み合わせができることとする。

※ 特定共同企業体（乙型）の場合の構成員数等については、別途定める。

6 予定価格

(1) 予定価格の公表

対象工事の請負対象設計金額に応じて、次表のとおり予定価格を公表します。

時期	対象工事		公表方法	
	業種	請負対象設計金額		
事後	全業種	2 億円以上	広島県 HP の調達情報（契約締結後）	
事前	全業種	2 億円未満	一般競争	広島県 HP の調達情報（入札公告）
			指名競争	広島県 HP の調達情報（入札公告） 指名通知書 入札等一覧表

7 入札バンド制度

過度な入札参加の抑制により、質の高い競争環境を整備するため、金融機関が行う建設企業の財務状況等に応じた与信枠の設定等の市場機能を活用します。

(1) 対象工事

請負対象設計金額 5 億円以上の建設工事を対象とします。

(2) 入札バンドの種類

- ・ 現金
- ・ 現金に代わる担保となる有価証券（利付国債に限る。）
- ・ 保険会社の入札保証保険
- ・ 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約
- ・ 金融機関の入札保証

※ 現金、有価証券及び金融機関の入札保証については、落札決定時等に入札者へ還付します

(3) 保証を求める割合

入札金額（税込）の 100 分の 5 以上

8 工事費内訳書

(1) 目的

入札者の適正な積算を促進するため、入札に際し、工事費内訳書の提出を求めます。

(2) 対象工事

一般競争入札又は指名競争入札により発注するすべての建設工事を対象とします。

(3) 工事費内訳書の提出方法等

- ・入札者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出してください。
- ・工事費内訳書への記載内容については、次のとおりとします。

① 工事費の内訳

工事数量総括表に記載がある費目・工種明細など、単位及び数量を漏れなく記載したうえで、見積額を記入（レベル 3 まで）

② 完成後の調査等に関する誓約

（低入札価格調査制度の対象工事の場合）

① 低入札価格調査に係る意向

② 工事費の内訳（レベル 4 まで）※

③ 下請負人及び見積額※

工事費の内訳に記入したすべての項目について、入札者及びすべての一次下請け予定者の内訳を記入

④ 労務賃金調書※

※ 入札価格が調査基準価格未満だった場合

- ・工事費内訳書を提出しない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたいなどその内容に妥当性を欠くと認められる場合、入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合には、当該入札を失格とします。

（記載内容の不備とする例）

- ・工事名が適切に記入されていない場合
- ・入札者の商号又は名称が記入されていない場合
- ・単位、数量及びそれらの見積額が記載されていない場合 等

9 前金払・中間前金払

(1) 前金払

前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額の 10 分の 4 以内の額を支払います。ただし、低入札価格調査制度を適用する建設工事において、重点調査を経て契約を締結した場合は、請負代金の 10 分の 2 以内の額の支払いとなります。

（２）中間前金払

中間前金払の保証契約締結を前提に、請負代金額 50 万円以上の工事につき、次の全ての要件を満たす場合に、請求により請負代金額の 10 分の 2 以内の額を支払います。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

10 DB方式（概算数量工事発注方式）

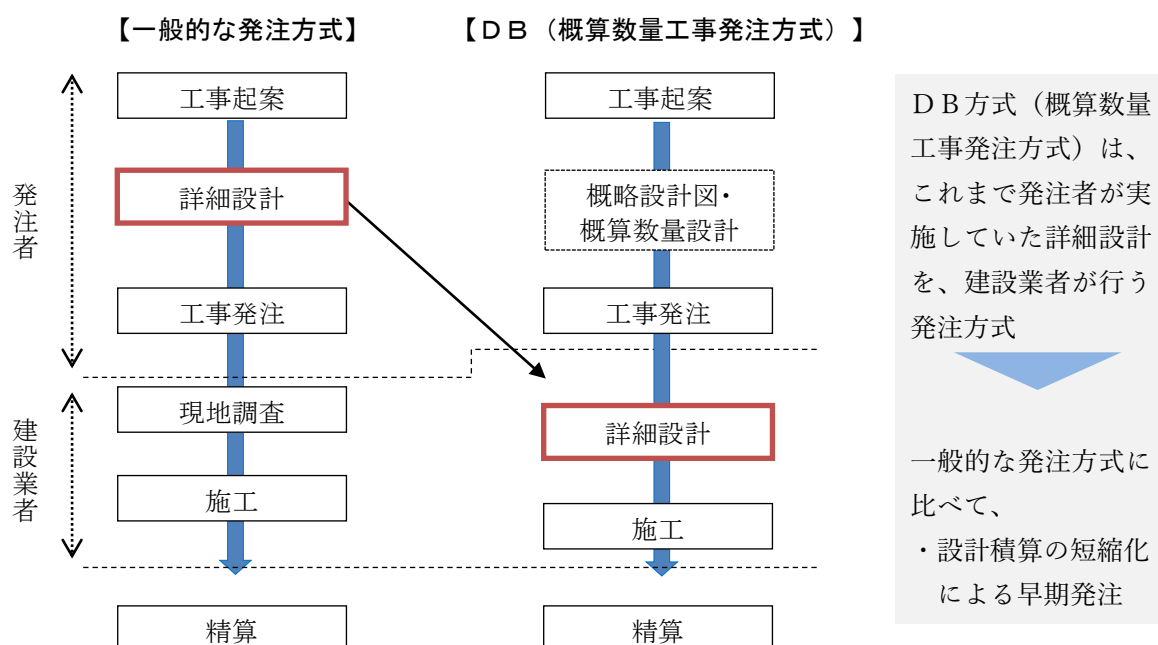
水道企業団では、工事発注業務の効率化を図るため、従来発注時に明示していた配管図等の設計図面や数量計算の一部を簡略化し、概算数量を用いて工事費を積算し発注する概算数量発注工事方式を試行しています。

受注者は、現地調査等を行い、その結果を反映させた設計図面等を作成し、発注者の承認を得たうえで、工事を実施することとしています。

（１）試行対象工事

- ア 原則として、小口径（φ300 mm以下）の水道管路の更新・新設工事
- イ 開削工事
- ウ 施工延長が概ね 1,000m以下
- エ 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な管路布設工事

＜DB方式（概算数量工事発注方式）の概要＞



11 優良建設業者等の表彰

水道企業団が発注する建設工事において、優れた成績を修めた建設業者及び優秀な技術者を表彰する制度を創設します。

本制度は、令和 9 年度から運用を開始し、令和 9 年度の表彰対象は、令和 8 年度に引き渡しを受けた工事とします。

(1) 表彰対象工事

前年度に県内業者が施工、引渡しを受けた最終契約額 1,000 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以上の工事において、業種ごとに定める点数以上の成績評定点が付された工事を対象とします。

(2) 表彰区分及び被表彰候補者の選考基準

表彰区分	被表彰候補者の選考基準
優良建設業者	表彰対象工事を施工した者のうち、次の基準を満たす者を選考対象とします。 ・ 前年度に引渡しを受けた企業団発注工事において、元請負人として 2 件以上の施工実績を有し、当該工事の工事成績評定点の平均点が 75 点以上で、かつ 65 点未満の工事がないこと ・ 前年度に、指名除外を措置されていないこと ・ 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適当でないこと
優秀技術者	表彰対象工事の監理のため、原則として工事の全期間にわたって配置されていた監理技術者又は主任技術者を選考対象とします。

(3) 被表彰候補者の選考等

(2) に該当する者を公募し、審議のうえ決定します。

12 談合情報対応

(1) 談合情報への対応

「公正入札調査委員会」を設置し、談合情報が寄せられた場合には、当該情報に関する調査を実施するとともに、公正取引委員会・警察本部への通報など、「談合情報対応マニュアル」に基づき、厳正に対処します。

【談合情報対応マニュアルの内容】

- ・ 談合情報を得た場合の連絡（公正入札調査委員会の開催）
- ・ 報告の手順及び対応体制の在り方
- ・ 公正取引委員会及び警察本部への通報の手順
- ・ 談合の事実が確認された場合の入札手続の取扱い

(2) 「公正入札調査委員会」における審議

当該情報の信ぴょう性などの判断及び公正取引委員会・警察本部への通報について調査審議

(3) 信ぴょう性の判断基準

- ① 情報提供者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者が明らかである場合
- ② 情報提供者が匿名である場合は、対象工事名・落札予定業者が明らかであり、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合。(通報者の氏名・連絡先が明らかであり、情報提供者が匿名の場合は同様)
 - ア 談合に関与した業者名が明らかであること
 - イ 談合が行われた日時、場所及び具体的な談合の方法が明らかであること
 - ウ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること

第4章 測量・建設コンサルタント等業務

1 測量・建設コンサルタント業務に係る入札制度の概要

水道企業団の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札制度の概要は次のとおりです。

測量・建設コンサルタント等業務に係る主な制度と適用範囲

適用範囲 区分	請負対象設計金額 (税込み)	
	2 百万円	5 千万円
入札方式等	一般競争入札 ※ 1	
	随意契約	
	(価格競争)	総合評価落札方式
	総合評価落札方式	
ダンピング 対策	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
予定価格の 公表	事前公表	

※1 一般競争入札を原則とするが業務内容に応じて、他の入札方法（指名競争入札等）を選択する。

2 入札方式

水道企業団では、一般競争入札を原則とします。

ただし、業務内容等により、他の入札方式を選択することができるものとします。

なお、入札は電子入札システムにより実施することとします。

(1) 一般競争入札

ア 入札案件

入札案件の情報は、電子入札システムで確認してください。なお、新規の案件が追加された場合でも、入札参加資格通知等はい行いませんので、定期的に確認してください。

イ 入札方法

入札者は、電子入札システムの入力画面上で入札書を作成し、添付書類（業務費内訳書、技術資料（総合評価のための提出書類）等）と一緒に電子入札システムにより提出してください。なお、入札期間や必要書類等の詳細は、各案件の入札公告を確認してください。

ウ 落札者の決定方法

入札公告に記載した方法により落札候補者を決定します。案件によっては追加資料が必要となる場合がありますので、落札候補者には、電子入札システムにより追加資料の提出を依頼します。

落札候補者から提出された追加資料の審査を行い、入札参加資格を満たすことが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知します。

(2) その他の入札方式

業務内容等により、次の入札方式を選択するものとします。

ア 競争入札方式（公募又は指名）

複数の受託候補者による入札により受託者を決定する方式

なお、次の場合について、指名競争入札によることができるものとします。

- ① 業務の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ② 業務の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

イ プロポーザル方式

業務の内容が技術的に高度又は専門的な技術が要求される場合に、複数の受託候補者に実施方法等についての技術的な提案を求め、その内容に基づいて契約の相手方として最適な者を特定した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う方式です。

ウ 設計競技方式

象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性、デザイン性等を特に重視する必要がある場合に、複数の受託候補者に具体的な計画案又は設計案等の提出を求め、最適な案を特定した上で、その案の提出者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う方式です。

エ 特命随意契約方式

委託業務の条件、内容等に最も適した者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う方式（イ、ウによるものを除く。）です。

オ その他随意契約方式

地方自治法施行令第167条の2第1項（第2号を除く。）の規定に基づく随意契約を行う方式です。

3 総合評価方式

（１）対象業務及び適用基準

価格と品質で総合的に優れた者を落札者とするため、請負対象設計金額5千万円以上（当面の間）の測量・建設コンサルタント等業務を対象とし、業務内容に応じて、次のいずれかの形式により入札を実施します。ただし、請負対象設計金額5千万円未満の業務においても、業務内容等により適用する必要があると判断した場合には、対象とします。

適用の有無は、発注する案件ごとに定めますので、各案件の入札公告を十分に確認してください。

総合評価落札方式 の形式	請負対象設計金額	業務内容
技術評価型	5,000 万円以上 (当面の間)	技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績及び業務成績等に加え、業務の実施方針及び技術提案を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務
実績評価1型		技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績及び業務成績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務
実績評価2型		技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の業務成績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務

（２）評価方法等

技術評価点と価格評価点を足し合わせた評価値をもって評価します。

評価値 ＝ 技術評価点＋価格評価点

技術評価点 ＝ 技術点の配分点※×（評価項目毎の得点合計）／（評価項目毎の配点合計）

価格評価点 ＝ 価格点の配分点※×（1－（入札価格）／（予定価格））

※ 評価項目毎の配点の合計から算出される技術評価点の配分点及び入札価格と予定価格から算出される価格評価点の配分点は、36～56 点の範囲内とする。

4 ダンピング対策

(1) 低入札価格調査制度

ア 対象業務

総合評価落札方式の業務または、請負対象設計金額5千万円以上（当面の間）の業務を対象とします。

イ 実施内容

低入札価格調査制度の対象案件において、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者決定を保留し、適正な履行確保について調査を行います。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合には、落札者になることはできません。

(ア) 調査基準価格の設定

① 電子入札案件

次の算出式等により算定します。（ただし、予定価格の85%～90%の範囲内）

- 応札者が5者以上の場合 入札金額の平均値－標準偏差×1/2（0.5σ）
- 応札者が5者未満の場合 入札金額の平均値の概ね95%

② 電子入札案件以外

予定価格の概ね90%

《予定価格の概ね90%とは》

予定価格算定の基礎となった額に100分の90を乗じ、100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数を切り捨てた額

(イ) 適正な履行確保の基準

低価格入札者が、次の基準のすべてを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはなれません。

① 数値的判断基準

入札書に記載した価格が業務費総額で失格とする基準価格（総額失格基準価格）以上であること。

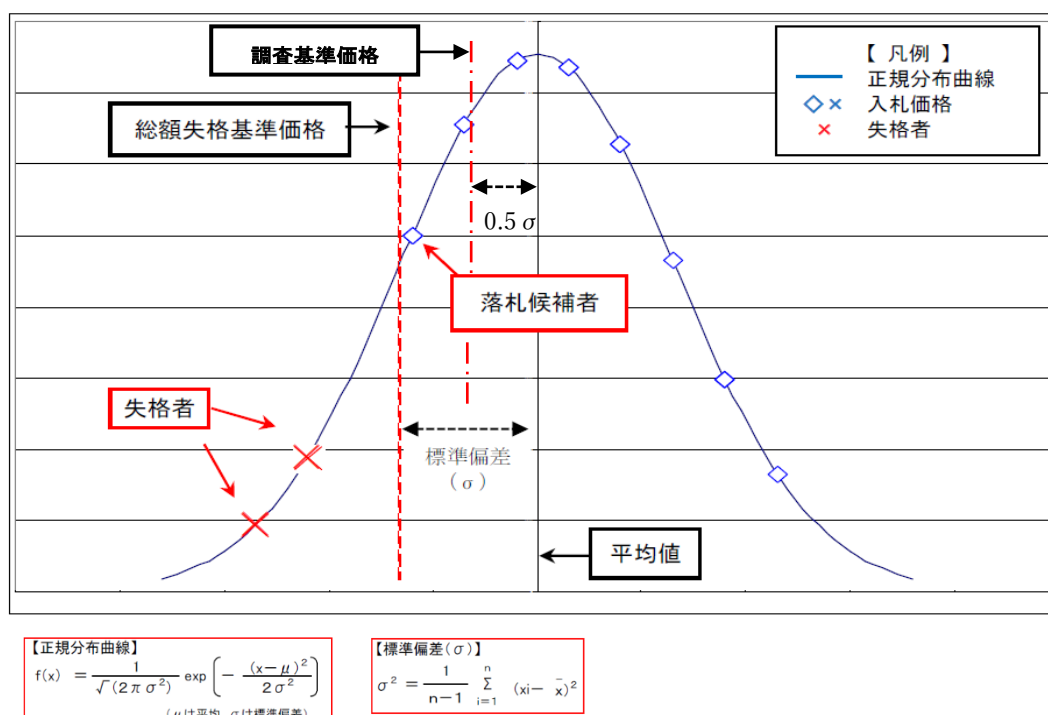
《総額失格基準価格の設定》

- ・ 有効な入札価格である入札参加者が5者以上の場合は、入札参加者の入札価格が正規分布となると仮定し、有効な入札価格の平均値から標準偏差を減じた額とする。
- ・ 有効な入札価格である入札参加者が5者未満の場合は、有効な入札価格の平均の額の90%に相当する額とする。

② 基本的判断基準

- ・ 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- ・ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- ・ 業務の手抜き、再委託（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

- ・ 当該低価格入札の開札日から起算して過去２年間に、品質管理、安全管理、不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払状況等に関し、指名除外（措置日を基準日とする。）を受けていないこと。
- ・ 測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱第 10 条 各項各号に規定する措置及び追加措置の履行が予定されていることが確認できること。
- ・ その他委託契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められること。



【参考図】入札価格による総額失格基準価格設定の概念図（総合評価落札方式を適用しない場合）

（２）最低制限価格制度

ア 対象業務

請負対象設計金額 5 千万円未満（当面の間）の業務（随意契約及び総合評価落札方式の業務を除く。）を対象とします。

イ 実施内容

最低制限価格調査制度の対象案件において、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、その者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

（ア）最低制限価格の設定

① 算出式

最低制限価格は、次の式により得た額とします。（その額に 1 円未満の端数があるときは、切り捨てる。）

$$\text{最低制限価格} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

② 最低制限価格基準額

①の最低制限価格基準額は、予定価格算出の基礎となった設計金額に基づき、次の a から e の式により得た額（円未満の端数は切り捨てる。）とします。

a 測量業務

直接測量費＋測量調査費＋諸経費×50%

b 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×60%＋諸経費×60%

c 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費×50%

d 地質調査業務

直接調査費＋関節調査費×90%＋解析等調査業務費×80%
＋諸経費×50%

e 補償関係コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費×50%

ただし、上記により算定した額が、次の範囲に当てはまらない場合は、算定結果にかかわらず、次の上限額又は下限額を適用します。（上限額及び下限額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

a 測量業務

予定価格の110分の100に0.82を乗じて得た額（上限額）を超える場合は当該上限額とし、予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額（下限額）に満たない場合は当該下限額とします。

b 建築関係建設コンサルタント業務

予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額（上限額）を超える場合は当該上限額とし、予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額（下限額）に満たない場合は当該下限額とします。

c 土木関係建設コンサルタント業務

予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額（上限額）を超える場合は当該上限額とし、予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額（下限額）に満たない場合は当該下限額とします。

d 地質調査業務

予定価格の110分の100に0.85を乗じて得た額（上限額）を超える場合は当該上限額とし、予定価格の110分の100の3分の2（下限額）に満たない場合は当該下限額とします。

e 補償関係コンサルタント業務

予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額（上限額）を超える場合は当該上限額とし、予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額（下限額）に満たない場合は当該下限額とします。

③ 無作為係数

①の無作為係数は、電子計算機の乱数機能により無作為に算出される1から

1. 0 0 5 0 0（少数第6位以下を切り捨てる。）とします。

5 設計共同体制度

その種類と目的を勘案し、単体企業による履行に比べ効果的な履行が確保できると認められる場合に設計共同体※を活用します。

なお、設計共同体の結成に係る事項は、業務の内容等に応じ定めます。

※ 設計共同体は、高度な技術力を必要とする等、技術力の結集を必要とする業務について、確実かつ円滑な履行を図ること等を目的として、業務ごとに結成されるもの

（対象業務）

公募型プロポーザル方式、公募型設計協議方式又は公募型競争入札方式により、受託者等の選定又は特定を行う業務のうち、業務の技術的難易度及び技術力の結集の必要性等を総合的に勘案し、設計共同体を活用する必要があると認められるもの

（設計共同体の結成に係る事項）

- ・ 履行方式
- ・ 構成員の数
- ・ 構成員の組合せ
- ・ 構成員の資格要件
- ・ 出資比率
- ・ 代表者の要件
- ・ その他企業長が必要と定める事項

6 予定価格

随意契約を除く、すべての業務について事前公表します。

7 業務費内訳書

（1）目的

入札者の適正な積算を促進するため、入札に際し、業務費内訳書の提出を求めます。

（2）対象業務

随意契約を除く、すべての業務を対象とします。

（3）業務費内訳書の提出方法等

- ・ 入札者は、入札の際に入札書とともに業務費内訳書を提出してください。
- ・ 業務費内訳書への記載内容については、次のとおりとします。

① 業務費の内訳

業務費内訳書に記載されている費目・工種・施工名称など、単位及び数量を漏れなく記載したうえで、見積額を記入（レベル3まで）

② 完了後の調査等に関する誓約

(低入札価格調査制度の対象業務の場合)

- ① 低入札価格調査に係る意向
- ② 業務費の内訳（レベル4まで）※
- ③ 再委託先及び見積額※

業務費の内訳に記入した全ての項目について、入札者及び全ての再委託予定者の内訳を記入

- ④ 労務賃金調書※

※ 入札価格が調査基準価格未満だった場合

- ・業務費内訳書を提出しない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたいなどその内容に妥当性を欠くと認められる場合、入札書の金額と業務費内訳書の金額が一致しない場合には、当該入札を失格とします。

(記載内容の不備とする例)

- ・業務名が適切に記入されていない場合
- ・入札者の商号又は名称が記入されていない場合
- ・費目・工種・施工名称など、単位、数量及びそれらの見積額が記載されていない場合 等

8 前金払

前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額の10分の3以内の額を支払います。

9 優良建設コンサルタント等の表彰

水道企業団が発注する測量・建設コンサルタント等業務において、優れた成績を修めた建設コンサルタント及び優秀な技術者を表彰するための制度を創設します。

本制度は、令和9年度から運用を開始し、令和9年度の表彰対象は、令和8年度に引き渡しを受けた業務を対象とします。

(1) 表彰対象業務

前年度に県内業者が履行し、引渡しを受けた最終契約額500万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以上の業務において、業務分野ごとに定める点数以上の成績評定点が付された業務を対象とします。

(2) 表彰区分及び被表彰候補者の選考基準

表彰区分	被表彰候補者の選考基準
優良建設 コンサルタント	表彰対象業務を履行した者のうち、次の基準を満たす者を選考対象とします。 ・前年度に引渡しを受けた水道企業団が発注する業務において、水道企業団と契約を締結した2件以上の受注実績を有し、業務成績評定点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の業務がないこと、並びに総合評価落札方式を適用した業務において、受注者が提出した技術資料に不履行がないこと

	・ 前年度に、指名除外を措置されていないこと ・ 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適當でないこと
優秀技術者	表彰の対象となる業務の管理のため、原則として業務の全期間にわたって配置されていた主たる業務分野の管理技術者を選考対象とします。

（３）被表彰候補者の選考等

（２）に該当する者を公募し、審議のうえ決定します。

第5章 その他共通事項

1 指名除外

一般競争入札及び指名競争入札の入札に参加し、並びに随意契約の相手方となるため、企業長から入札参加資格の認定を受け、水道企業団の入札参加資格者名簿に登載されている建設業者等が不正行為等を起こし、「建設業者等指名除外要綱」に規定する所定の要件に該当した場合には、一定期間、当該建設業者等を指名せず、又は契約の相手としません。

(1) 指名除外の措置期間

措置要件に該当する行為に応じて、36 か月以内の範囲で定めます。

(2) その他の事項

- ① 受注者（元請負人又は受託者）の指名除外措置の原因が、下請負人又は再委託を受けた者による行為が明らかな場合は、その下請負人又は再委託を受けた者についての指名除外措置も併せて行います。
- ② 指名除外の措置を受けた業者が、再び指名除外の措置要件に該当する行為を行った場合は、指名除外期間を加算し延長する場合があります。
- ③ 指名除外中の業者を全部もしくは一部の下請負人又は再委託を受けた者とすることはできません。

2 暴力団排除のための契約制限

水道企業団が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務から暴力団の排除を図るため、次のとおり対応します。

(1) 措置の要件

次の者について水道企業団が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の受注者の契約の相手方となることを制限します。

- ① 広島県警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた者
- ② 広島県暴力団排除条例の規定により公表された者のうち、広島県水道広域連合企業団建設業者等指名除外要綱の暴力的不法行為等の措置要件に該当すると認められる者

(2) 契約制限の期間

契約制限の期間は、暴力的不法行為等の措置要件の期間内で、それぞれの事案の情状に応じて定めます。

(3) 契約制限の内容

- ① 契約制限の対象者が資格者の場合、契約制限の期間が経過していない当該資格者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方とすることを承認しません。
- ② 契約制限の対象者が資格者でない場合、契約担当職員等は、契約制限の期間が経過していない当該無資格者を、下請負契約（測量・建設コンサルタント等業務においては再委託契約）、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方とすることを承認しません。
- ③ 契約制限の対象者が下請負契約（測量・建設コンサルタント等業務においては再委託契約）、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方となっていることが判明した場合、当該契約の解除を求めます。

3 外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表制度

(1) 不当な働きかけ等の範囲

不当な働きかけ等とは、働きかけ等（働きかけ及び情報提供要求）のうち、入札・契約事務の公正を害すると認められる、次に掲げる行為です。

行為	内容
不当な働きかけ	指名業者の選定にあたり、特定の者を指名することを依頼するなど、職員に対して、不適切な行為を行うことを要求する行為をいう。
不当な情報提供要求	入札前において、指名業者の名称など、職員に対して、入札・契約に係る公表されていない情報の提供を要求する行為をいう。

(2) 外部からの働きかけなどに対する対応

職員は、外部から建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の入札などに係る働きかけ等を受けた場合、原則、次のとおり対応します。

		対応
①	告知	記録簿を作成する旨及び働きかけ等が不当なものと判断された場合は、その内容を公表することがある旨を告知
②	記録	働きかけ等を行った者の氏名及び内容等を記録
③	報告	不当な働きかけ等又はその疑いのある行為について、本庁主管課を通じ、各部局に設置する公正入札調査委員会へ報告
④	判断	不当な働きかけ等に該当するか公正入札調査委員会が判断
⑤	公表	公正入札調査委員会の判断により、必要に応じ、不当な働きかけ等の内容を公表

(3) 指名除外措置

資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、水道企業団の職員に対して不当な働きかけ等を行い、建設工事の請負契約又は測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の相手方として不適当であると認定をした日から1か月以上9か月以内で指名除外を措置します。

4 苦情処理手続

(1) 指名競争入札及び随意契約

指名競争入札及び随意契約において、指名されなかった者及び契約の相手方とされなかった者からの苦情を適正に処理するため、「建設工事等における入札・契約の過程に係る苦情申立てに関する要綱」を定め、次のとおり対応します。

契約締結 方法の区分	申立てができる者	申立てが できる事項	苦情申立期間
指名競争入 札	当該入札と同一業種において企業長の資格認定を受けて広島県水道広域連合企業団建設工事入札参加資格者名簿又は広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「資格者」という。）で、当該競争に参加できる者として指名されなかった者	指名されなかった理由	入札契約担当職員が指名理由の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内
随意契約	当該契約と同一の業種における資格者で、当該契約の相手方として選定されなかった者	当該契約の相手方として選定されなかった理由	入札契約担当職員が契約の相手方を選定した理由の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内

（２）指名除外措置、下請制限措置及び契約制限措置

指名除外措置、下請制限措置及び契約制限措置について、指名除外措置、下請制限措置又は契約制限措置を受けた者からの苦情を適正に処理するため、「建設業者等指名除外要綱」、「企業団発注工事における下請負の制限基準」及び「企業団発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」において、苦情申立に関する規定を整備し、次のとおり対応します。

措置の区分	申立てができるもの	申立てができる事項	苦情申立期間
指名除外措置	指名除外措置を受けた者	措置を受けることとなった理由	当該措置の期間内
下請制限措置	下請制限措置を受けた者	措置を受けることとなった理由	当該措置の期間内
契約制限措置	契約制限措置を受けた者	措置を受けることとなった理由	当該措置の期間内

５ 再苦情処理

水道企業団が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札及び契約に係る透明性の向上を図るため、入札及び契約の過程及び指名除外等の措置及び成績評定に係る再苦情を広島県水道広域連合企業団公共工事入札監視委員会（第三者機関）が審議します。

（１）入札及び契約の過程に係る再苦情（再説明）の対象

建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る入札及び契約の過程に関する入札参加資格がないとされた理由などの苦情等の処理を発注機関で行った後に、これらの説明等に不服がある場合に再苦情（再説明）申立てを行ったもの。